

垂直積雪量について

建築基準法施行令第86条第3項に基づき熊本県が定める垂直積雪量の数値は以下のとおりです。

熊本市・八代市・天草市については、各市にお問い合わせください。

熊本県建築基準法施行細則(抜粋)

第18条の3 政令第86条第3項の規定により規則で定める数値は、次の表の左欄に掲げる区域の

区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。

区域	数値 (cm)
天草郡苓北町の区域	15
荒尾市、水俣市、玉名市、宇土市、上天草市、宇城市(豊野町の区域を除く。)、玉名郡玉東町、同郡長洲町、上益城郡嘉島町、八代郡氷川町及び葦北郡の区域	20
山鹿市(鹿北町及び菊鹿町の区域を除く。)、菊池市(旭志の区域を除く。)、宇城市(豊野町の区域に限る。)、合志市、下益城郡美里町(堅志田、大沢水、中小路、馬場、中郡、萱野、岩下、原田、津留、小市野、白石野、松野原、木早川内、長尾野、小薙、佐俣、岩野(平成16年10月31日における中央町の区域に限る。))、中、椿、下草野、弘川、坂本の区域に限る。)、玉名郡和水町、同郡南関町、上益城郡御船町、同郡益城町及び同郡甲佐町の区域のうち、標高が70メートル以下の区域	25
人吉市、山鹿市(鹿北町及び菊鹿町の区域に限る。)、菊池市(旭志の区域に限る。)、下益城郡美里町(土喰、原町、永富、大窪、境、三加、名越谷、古閑、栗崎、二和田、三和、清水、石野、柏川、早楠、安部、今、坂貫、岩野(平成16年10月31日における砥用町の区域に限る。))、畝野、遠野、大井早、洞岳、涌井、豊富、甲佐平、川越の区域に限る。)、菊池郡大津町、同郡菊陽町、球磨郡錦町、同郡あさぎり町(免田東、免田西、須恵、深田東、深田西、深田南及び深田北の区域に限る。))、同郡多良木町、同郡相良村及び同郡山江村の区域のうち、標高が150メートル以下の区域	30
阿蘇郡西原村、球磨郡あさぎり町(上東、上西、上南、上北、岡原北及び岡原南の区域に限る。))、同郡湯前町、同郡水上村及び同郡球磨村の区域のうち、標高が240メートル以下の区域	35
球磨郡五木村の区域のうち、標高が320メートル以下の区域	40
阿蘇郡南阿蘇村(大字河陽、大字長野、大字下野及び大字立野の区域に限る。))の区域のうち、標高が400メートル以下の区域	45
阿蘇市(赤水、跡ヶ瀬、今町、内牧、小倉、小里、乙姫、小野田、狩尾、蔵原、車帰、黒川、黒流町、小池、竹原、永草、西小園、西町、西湯浦、的石、三久保、南宮原、無田、役犬原、山田及び湯浦の区域に限る。))、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡高森町、同郡南阿蘇村(大字両併、大字白川、大字吉田、大字一関、大字中松、大字久石及び大字河陰の区域に限る。))及び上益城郡山都町(上川井野、成君、川野、田所、下川井野、男成、野尻、小笹、麻山、入佐、畑、田吉、長原、犬飼、新小、白藤、菅、目丸、津留、牧野、白小野、荒谷、万坂、藤木、勢井、猿渡、柚木、三ヶ、葛原、北中島、金内、田小野、原、島木、下名連石、御所、黒川、城原、城平、杉木、上寺、市原、山田、芦屋田、長田、南田、千滝、下馬尾、浜町及び下市の区域に限る。))の区域のうち、標高が490メートル以下の区域	50
阿蘇市(一の宮町荻の草、一の宮町北坂梨、一の宮町坂梨、一の宮町三野、一の宮町手野、一の宮町中坂梨、一の宮町中通及び一の宮町宮地の区域に限る。))、阿蘇郡産山村及び上益城郡山都町(大平、鶴ヶ田、川口、井無田、郷野原、高月、安方、仏原、米生、須原、小峰、貫原、小中竹、木原谷、緑川、尾野尻、鎌野、市の原、飯屋、長崎、馬見原、滝上、神ノ前、白石、大野、方ヶ野、柳井原、塩原、菅尾、塩出迫、米迫、今、八木、花上、柏、二瀬本、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、二津留及び上差尾の区域に限る。))の区域のうち、標高が570メートル以下の区域	55
阿蘇市(波野大字赤仁田、波野大字小園、波野大字小地野、波野大字新波野、波野大字滝水、波野大字中江及び波野大字波野の区域に限る。))の区域のうち、標高が650メートル以下の区域	60
その他の区域	敷地の標高をメートルで表した数値に0.06を乗じて得た数値に21を加えて得た数値(当該数値に1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。)